

東京情報大学学友会課外活動団体内規

制 定 平成 31 年 4 月 1 日

(課外活動団体の定義)

第 1 条 東京情報大学学友会規程（以下「学友会規程」という。）第 4 条に規定する課外活動団体とは、学友会規程第 2 条に規定する目的を達成するために必要と認められた以下の団体をいう。

- (1) 部（運動部又は文化部）
- (2) 同好会

(組織・構成)

第 2 条 前条に規定する課外活動団体は、特別会員及び正会員により「部」、「同好会」を組織する。「部」「同好会」の構成については、別表 1 のとおりとする。

(組織基準)

第 3 条 前条に規定する「部」「同好会」については、それぞれの組織基準を満たすものとし、新設・継続・昇格等について、学友会役員会の承認を得るものとする。組織基準については、別表 2 のとおりとする。

(同好会結成・部への昇格手続き)

第 4 条 同好会結成、部昇格の手続きは、以下の通り行う。

- (1) 説明会
課外活動団体結成、昇格を希望する課外活動団体は、総務部が主催する説明会に参加し、組織基準、昇格基準、手続き方法等の確認を行う。
- (2) 申請書
別表第 3 記載の申請書類を総務部長へ提出する。
- (3) ヒヤリング
総務部長及び総務部執行委員による対象課外活動団体のヒヤリング実施
- (4) 学友会役員会
学友会役員会による審査を行い、認否決定
- (5) 学友会代表者会議報告
- (6) 結果の公示

(廃部（会）、降格等)

第 5 条 課外活動団体は、以下の条件に該当した場合は、廃部（会）、降格、期限付き活動停止、部室利用の禁止等の措置を行うものとする。

- (1) 東京情報大学諸規定及び東京情報大学学友会諸規定に違背し、著しく社会性に反し、学生として相応しくない行動を行った場合。
- (2) 第 6 条に規定する遵守事項に違背した場合。
- (3) 学友会助成等の会計において悪質な不正があった場合。

(4) 第3条に規定する部または同好会の組織基準を満たしていない期間が、2年間以上経過した場合。
2 課外活動団体が自ら廃部（会）を行う場合、又は前項に規定する廃部（会）、降格等を行う場合の
手続き、措置内容の決定等は、以下のとおり行う。

- (1) 課外活動団体からの廃部（会）申請、又は前条に該当する課外活動団体について、総務部長は、
対象課外活動団体の部長又は顧問に事実関係を確認する。
- (2) 役員会による審議及び措置内容の決定
- (3) 学友会代表者会議における報告
- (4) 措置内容の公示

(遵守事項)

第6条 課外活動団体は、規程第2条の規定に基づき、学友会の目的を達成するため、以下に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 大学及び学友会が実施する行事、イベント等に積極的に参加、協力をする。
- (2) 学内の美化、モラルの維持に率先して努める。
- (3) 事故の防止に努め、緊急事態に備えて連絡網を整備する。
- (4) 学外で活動を行う場合（合宿・研修・対外試合・発表会等）は、あらかじめ学生部長に届け出るとともに、終了後は結果を報告する。
- (5) 課外活動団体の代表者（主将・幹事・代表等）は、学友会代表者会議に出席する。
- (6) 「東京情報大学学友会会計事務取扱細則」に則り、適切に会計処理を行う。
- (7) 総務部長の求めに応じ、年1回所定の「課外活動団体継続願」、「部員（会員）名簿」、「年間活動実績表」等の資料を提出する他、部員（会員）の入部（入会）又は退部（退会）があった場合は、直ちに報告する。
- (8) 学友会活性化に向け、総務部より要請があった事項は、課外活動団体は、これを優先して請け負う。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日施行の東京情報大学学友会課外活動団体結成基準は、廃止する。

別表第1 (第2条:組織・構成)

		名称	人数等		備考
部		部長	1名	特別会員	部の責任者として部員の指導にあたる。原則として複数の部の部長を兼ねることはできない。
		副部長	(必要に応じ置くことができる)	特別会員	部長に準ずる責任者として部員の指導にあたる。
	運動部	監督	1名	特別会員又は学外招聘	部の中核的な指導役割を果たす。
		強化コーチ	(必要に応じ置くことができる)	特別会員又は学外招聘	監督に準ずる中核的な指導役割を果たす。
		主将	1名	正会員	部員を統率し、部長等との連絡調整にあたる。
		副主将	(必要に応じ置くことができる)	正会員	主将に準ずる役割として部員を統率し、部長等との連絡調整にあたる。
	文化部	師範	1名	特別会員又は学外招聘	部の中核的な指導役割を果たす。
		幹事	1名	正会員	部員を統率し、部長等との連絡調整にあたる。
		副幹事	(必要に応じ置くことができる)	正会員	主将に準ずる役割として部員を統率し、部長等との連絡調整にあたる。
		部員	原則、10名以上	正会員	
同好会	顧問	1名	特別会員	同好会の責任者として会員の指導にあたる。	
	代表	1名	正会員	会員を統率し、顧問との連絡調整にあたる。	

	副代表	(必要に応じ置くことができる)	正会員	代表に準ずる役割として会員を統率し、顧問との連絡調整にあたる。
	会員	原則、5名以上	正会員	

別表第2 (第3条：組織基準)

	組織基準
部	<p>部は、次の条件を具備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常時10名以上の会員で活動を行っていること。 2 顕著な活動実績を有し、第1条に規定する課外活動団体の定義を充分満たしていると認められるもの。 3 第2条に規定されている部の組織・構成を満たしていること。 4 部長・副部长は、他の部の部長または副部长を兼ねていないこと。 5 部員は、他の部を兼ねていないこと。 6 部員の中から、必ず会計担当者、ネットワーク管理者を配置していること。 7 運動部は、学外の競技団体(学生連盟等)に加盟し、競技団体が主催するリーグ戦、大会等に出場していること。 8 文化部は、学外におけるコンクール等への出場、発表会等を行っていること。 9 運動部の部員は、必ず(財)スポーツ安全協会の傷害保険(経費は部負担)に加入していること。 10 原則として、団体の名称に「部」を付すこと。
同好会	<p>同好会の結成は、次の条件を具備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、5名以上の正会員で構成していること。 2 第2条に規定されている部の組織・構成を満たしていること。 3 会員は原則として、4つ以上の課外活動団体に所属していないこと。 4 原則として、既存の同好会と活動内容が類似していないこと。 5 運動系同好会の会員は、原則として(財)スポーツ安全協会の傷害保険(経費は同好会負担)に加入すること。 6 原則として、団体の名称に「同好会」と付すこと。
部への昇格の条件 (同好会)	<p>同好会から部への昇格は、原則、次の条件を具備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同好会として認定された後、3年以上の活動実績があり、常時10名以上の会員で活動を行っていること。 2 過去3年間において顕著な活動実績を有し、第1条に規定する課外活動団体の定義を

	充分満たしていると認められるもの。 3 上記の部の組織基準を満たしていること。
--	--------------------------------------------

別表第3（第4条：同好会結成・部への昇格手続き）

申請書類
第4条第4号に規定する、課外活動団体結成・昇格の申請に必要な書類は以下のとおり。 1 課外活動団体結成（昇格）願 2 会員（部員）名簿 3 規約 4 年間活動実績表（活動実績書類及び予算・決算書類等：過去3年間）【部昇格時必要書類】